

県立長野図書館ミッション・ビジョン「共知・共創の広場」

1. 背景（社会の動向と県立長野図書館の課題）

- **社会の大きな流れ**
 - ・人口減少・人生100年時代：働き方・暮らし方の変化、生涯学べる環境づくり
 - ・社会のデジタル化の進展：学ぶ・知るプロセスの変化（情報や行動の変化）
- **最近の流れ・課題**
 - ・長野県総合5か年計画しあわせ信州創造プラン2.0／第3次長野県教育振興基本計画（H30）
 - ・価値創造型社会の進展、Society5.0：H28：第5期科学技術基本計画
 - ・SDGs：「誰一人取り残さない」社会
 - ・コロナ禍：テレワークやオンライン授業の普及⇔リアル・対面の意義の再認識（R2）
- **県立長野図書館の課題**
 - ・市町村立図書館との役割分担の明確化、県民全体へのサービス向上の必要性
 - ・デジタル情報化社会への対応

2. 改革事業から進化事業へ



3. 「共知・共創の広場」で実現したい姿

- 県民が豊かな情報基盤を活用して、主体的に学び合い、「知の循環」を創り出すことができる
→ **学びの県づくり ～共に学び合い、共に価値を創る～**
- 地域・身体・世代・経済的な、あらゆる情報格差のない生涯学習の環境がある
→ **だれ一人取り残さない公正な社会の一面を担う**
- 県民一人一人のライフスタイルに寄り添い、リアルとバーチャルのベストミックスを実現する、ハイブリッド図書館
→ **時代の要請に応じ、新たな社会的価値の創造を後押しする**

使命 (Mission)

県立長野図書館は、「共に知り、共に創る広場」として、信州に関わるすべての人々が「自由に考え、意見を表明し、社会に参画し、意思決定することで、個人と社会の幸福を追求する」という、民主的社会的な普遍的な価値を支えるため、人類社会の文化的な発展と平和な世界に、将来にわたって寄与しつづけます。

展望 (Vision)

「知る」…情報の改革：

いつでもどこからでも、時間と空間を越えて、すべての人々が等しく情報を入手し、活用し、成果を発信できるよう、人生を豊かにする創造的な学びの情報基盤を整え、情報格差を解消し、次世代へと継承していきます。

「出会う」…場の革新：

考え、対話し、体験することを通じて獲得できる「実感ある知」の循環を生み出し、新しい価値を創り出すために、実空間と情報空間が融合する、開かれた場を形成します。

「育む」…人の変革：

いかなる社会変化にあっても、「知る自由」「学ぶ自由」を保障する図書館の本質的機能を、技術革新を取り入れながら最適化し、最大限活用できる人づくりに貢献します。

行動指針 (Value)

協働します (Collaboration コラボレーション)

県内外の図書館や各種の文化施設・社会教育施設を始め、広く教育・学术界、産業界や社会的活動を行う人々と力を合わせます。

接続します (Connecting コネクティング)

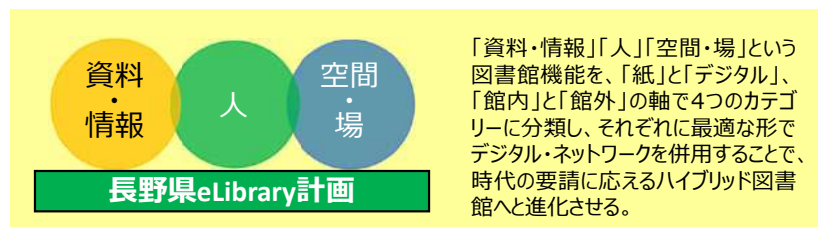
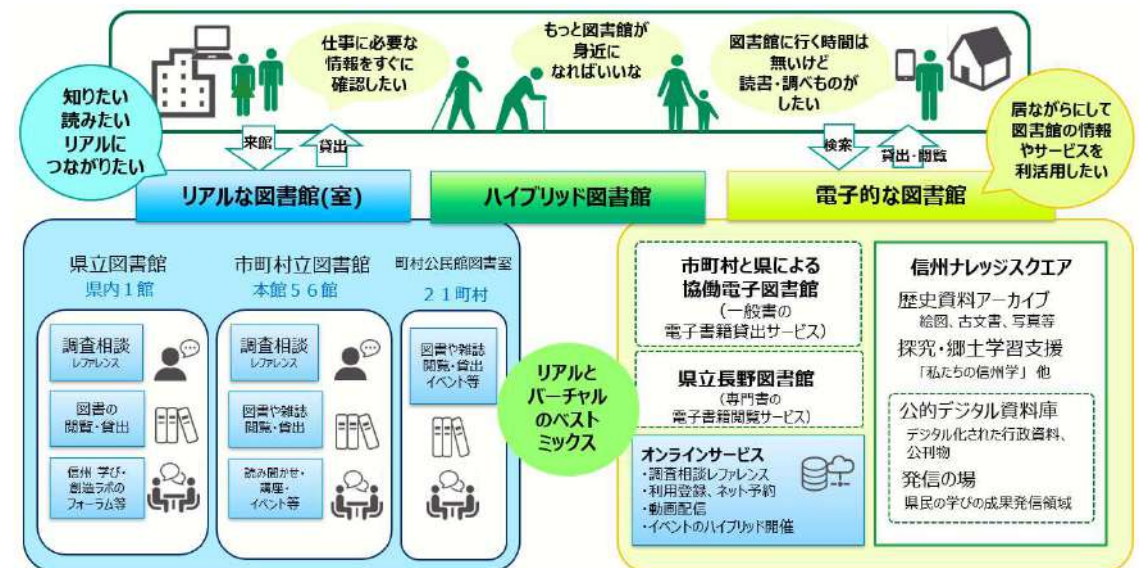
さまざまなコミュニティや人々が信州の自然や社会の営みの中で日々生み出す、「現場にある知」、「暮らしの中の知」を、つなぎ合わせます。

強みを生かします (Competency コンピテンシー)

図書館の普遍的な役割である資料・情報の収集・保存・発信・活用について、専門的な知識・スキル・マインドを持つ職員を育成し、強みを生かして社会に貢献します。

挑戦します (Challenge チャレンジ)

市町村や公共図書館等の取組を下支えし、展開するとともに、自ら先進的なサービスを実験・実践することを通じて、人々と共に成長する、変化に強い図書館づくりに挑戦しつづけます。



令和3年度 主要事業実施状況

県立長野図書館（2022/03/02）

主要事業計画	実施状況及び成果、今後の課題等
<p>(1) 資料・情報</p> <p>① 長野県唯一の県立図書館の責務として、信州に関する地域資料を網羅的に「収集」し、次世代に確実に継承する「保存」と、資料を最大限活かす「利用」とを戦略的にバランスよく行うため、県内外の関係機関との役割分担を行いつつ、蔵書構築のあり方を見直す。</p> <p>② 資料の保存場所を確保し、書庫出納やレファレンス対応効率化を図るため、書庫棟 6 階の整備を行い、将来を見越した最適な資料配置を行う。</p>  <p>③ 利用者自身が課題を見つけ、調べ、解決する力を身につけることを促す調査・相談（レファレンス）を実施する。</p> <p>④ 情報アクセス環境の地域間格差是正のため、相互貸借送料支援および全県向けインターネット貸出を実施し、普及させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料収集方針及び資料選定基準の改訂を行い分野別基準等の見直しを行なった。蔵書構築のあり方を見直しは引き続きの課題となっている。なお今後、電子書籍の導入に伴い収集方針及び選定基準について必要な改訂を行う。 地域資料収集の取組みとして、古書の流通情報を調査し、所蔵のない郷土資料や複本の確保に努めた。 書庫6階を整備し、昭和20年代から平成10年代前半に受入れた図書のおよそ半をこの階に配架。あわせて全階層の配置を変更し、5階書庫は郷土のみとして保管環境の改善を行った。   <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の調査相談件数（簡易なものを除く）は、令和4年1月末までで346件、令和2年度年間件数の約1.3倍になっている。引き続き丁寧な調査・相談に努めたい。 令和3年度の相互貸借の状況は、令和4年1月末までの貸出件数及び冊数累計がすでに令和2年度（年間）を上回っている。また、インターネット貸出は令和2年度と同程度になっており、引き続き利用促進に努めたい。

(2) 空間の整備と、それに伴う活動の推進

- ① 「共知・共創」をコンセプトとする「信州・学び創造ラボ」において、県民の主体的活動と学びのコミュニティづくりを促し、これからの公共空間や新たな学びのモデル構築を図る。
- ② 試行錯誤ができる「学びのツール」として、「モノコトベース」をさらに活用し、コミュニティや関係機関とも協働しながら、新たな学びの仕組みを拡げていく。
- ③ 実空間と情報空間を融合させ、ICT を利活用したコミュニケーションの場を企画・提供する。



- ④ 図書館を「新しい出会いと発見が促される場」と捉え、1階児童図書室・2階一般図書室における「新しい発見・学び」のプログラムを展開する。



- ・ 「信州・学び創造ラボ」の活用やコミュニティ促進を目的としたワークショップとして、「ラボ・デザイン会議」(1回)「ラボカフェ」(3回)モノコトベースオープンデー(8回)オリジナルライブラリーカードワークショップ(29回)を実施。感染症の拡大にともない、可能なものについてはできる限りオンライン開催への移行を進めた。



- ・ 白馬高校との協働により、本棚とICT機器の併用による探究学習を実施した。また外部機関(学会、団体等)との連携を図り、県立長野図書館の「情報・人・空間」機能を伝え、意見交流する機会を設けている。
- ・ 児童図書室には、短時間の滞在でも体験型の学びができるマイクロスコープを常設し、子どもたちが館内を巡って謎を解くスタイルの分散型プログラムを実施した。室内展示はテーマ提示ではなく問いかけ型とし、利用者の探究心を引き出すための仕掛けを施している。



(3) 各県域・分野における県民の学びを支える人材育成支援

- ① 地域の情報センターとしての役割を果たす人材の育成として、初任・中堅等向けの研修や、共通する課題に取り組み、各館の運営に生かす「これからの公共図書館研究会」を開催する。



- ② 県民の学びを創発する機会として「図書館フォーラム」等を開催する。



- 図書館職員の中堅研修に位置づける「これからの公共図書館研究会」を本格始動。「サービス計画」「デジタル活用」「学びのプログラム・学校連携」「資料活用・レファレンス」の4部門を設け、県内公共図書館関係者108名が会員登録し、計13回のオンライン研究会を開催した。初任者研修との連動や、県関係者をゲストスピーカーとして招くなど、活動の幅を広げている。また、長野県図書館大会の分科会で、活動の実際を紹介した。
- 初任者研修（レファレンス実習）は県内4地区での開催が実現した。
- 林業総合センターが実施する「林業士入門講座」との連携により、地域情報の活用をベースとした一般向けリテラシープログラムを整えた。



- 「これからの公共図書館フォーラム」の新たな展開として、年間5回を計画、実施。サテライト会場とオンラインを組み合わせたハイブリッド開催方式で、計220名ほどが参加した（延べ数）。

第1回『まちの記憶を記録する ～「どこコレ？」のつくりかた～』

第2回『電子ブックってどんなもの? ～「読む」「調べる」の新しい形を体験しよう～』

第3回『災害情報を明日へとつなぐ ～地域の拠点としての図書館へ～』

第4回『信州の「はたらく」を考える』

第5回『WikipediaLIB@信州#04 ～ウィキペディアタウンのつくりかた～』



- ③ 長野県における知と学びに関わる各種機関が、信州における価値ある地域資源の共有化をはかり、新たな知識化・発信を通して、地域住民の学びを豊かにし、地域創生につなげていくことを目的とした「信州 知の連携フォーラム」を一層推進する。
- ④ 広域単位での公共図書館・学校図書館に対する研修会の開催支援（企画相談、講師派遣・紹介等）や、各地域の会議等への出席を通じて、各地域の活動を後押しする。



- ・ 信州大学の防災企画や、若里公園活用のトライアル・サウンディングの一環で開催されたイベント(fabpark)等とのタイアップによる取組を行った。
- ・ 「信州・知の連携フォーラム」の継続実施を推進（令和3年度は長野県立歴史館が開催を担当）。新たな「提言」に向けての検討を行った。また、信州大学附属図書館との交流研修（3回目）を実施した。
- ・ 北信、中信、佐久地区の公共図書館連絡会および研修会に出席し、オブザーバー、講師等を務めた。長野市の学校司書研修設計支援、松本市の公共図書館・学校司書合同研修会で講師を務め、学習者向けワークを提供した。

（４）「長野県 eLibrary 計画」によるデジタル化・ネットワーク化の推進

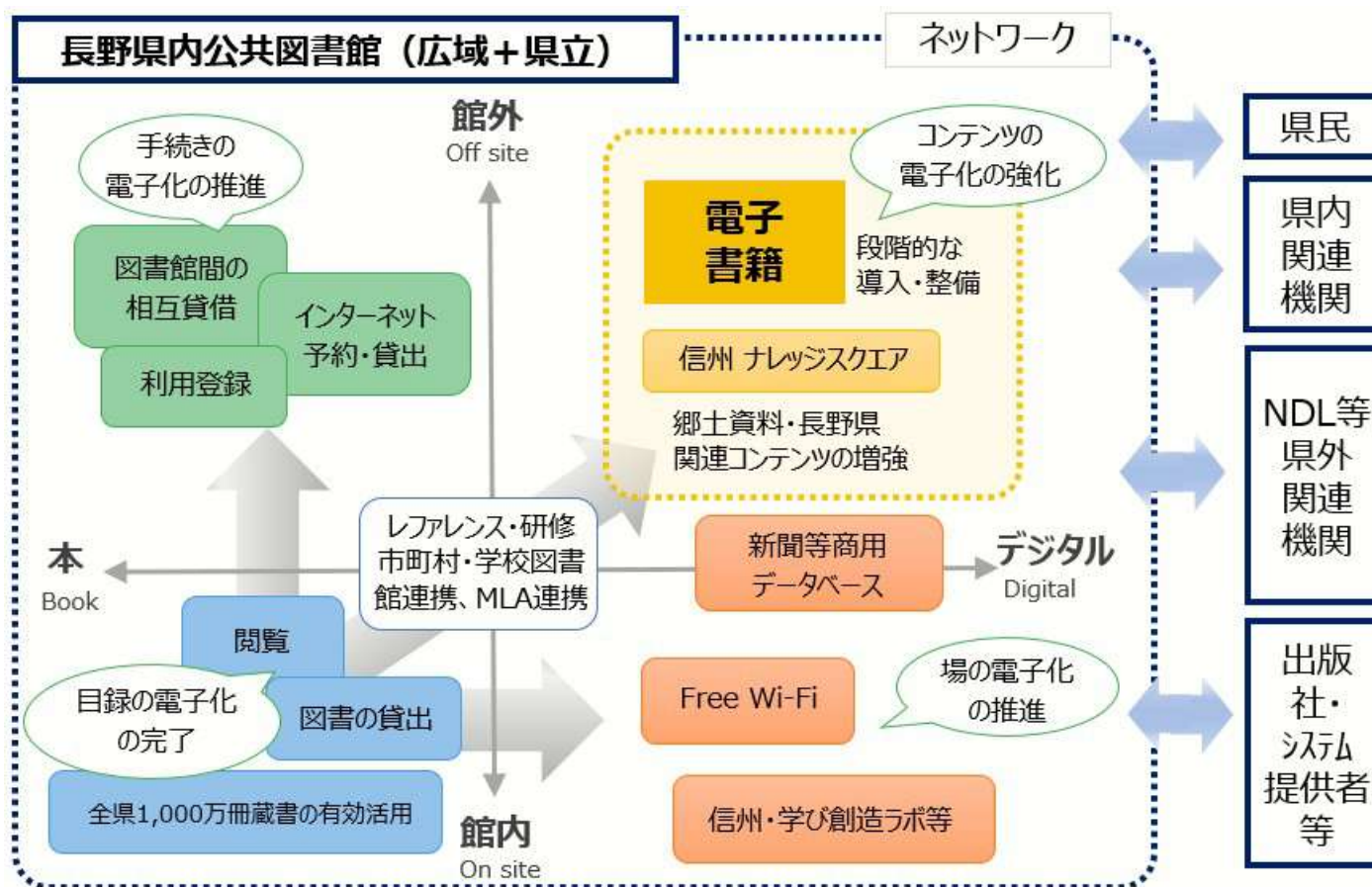
- ① 図書館機能の高度化の方策として、目録のデジタル化、手続き・サービスのデジタル化、空間や場のネットワーク化、コンテンツの電子化を強化し、これらを使いこなす学びのネットワーク化を推進する。
- ② 自ら学び、調べるためのコンテンツとして、レファレンスで多用する資料を優先的に電子化し、「信州ナレッジスクエア」のコンテンツを拡充する。新たに「長野県リポジトリ（仮称）」を立ち上げ、長野県で生産される知的生産物を収集・保存・発信できる仕組みを提供する。
- ③ 災害時でも学びが継続できる手段を確保し、図書館利用の地域的・身体的なバリアフリー化を実現するために、ICTによる付加価値のある学びのコンテンツとして、市町村図書館と連携した全県的な「電子書籍サービス」の新規導入について検討する。

- ・ 当館資料108点のデジタル化を外部委託により実施。引き続き優先順位をつけて取り組んでいく。
- ・ 「信州デジタルcommons」について、運営規程を作成し新規参加機関を募集した（資料2-3, 2-4参照）。
- ・ 「eReading」は、2町村から地域学習資料の掲載提案を受け進行中。
- ・ 「信州ナレッジスクエア」の連携先機関として「信州デジタルcommons」「伊那市デジタルアーカイブ」を追加した。「長野県リポジトリ（仮称）」については専門業者と仕組みを検討中であり早期立ち上げに努めたい。
- ・ 先端技術活用推進協議会（県・DX推進課所管）の下にWGを設置し、2月8日時点で76団体（19市23町30村+2広域連合+自治振興組合+県）
- ・ 一般書の電子書籍サービス（市町村との協働電子図書館）について、R4年8月のサービスインを目標として、公募型プロポーザルを実施。2月25日に公告。

(https://www.knowledge.pref.nagano.lg.jp/now/news/osirase_220225.html)

- ・ 専門書の電子書籍サービスは県立図書館単独で8月のサービスインの予定。
(詳細は資料3-1を参照)

「長野県 eLibrary 計画」概念図



2021年11月24日
県立長野図書館

「信州デジタルコモンズ」のデータ登録に関する確認事項

1 目的

『信州デジタルコモンズ』のデータ登録に関する運用規程（以下「規程」）第7条により、「信州デジタルコモンズ」にデータを登録する機関が必要とするメタデータ及びコンテンツデータの形式、データの登録方法に関する事項を定める。

2 登録対象となる情報資源の種類

「規程」第4条に定める資料には以下のようなものがある。

- (1) 書籍、書跡、典籍、古文書、文書など。（主として文字により情報を記録したもの。）
- (2) 絵図、地図、写真、絵画など。（平面の画像により情報を記録したもの。）
- (3) 映像、音声など。（画や音声及びそれらの同期により情報を記録したもの。）
- (4) 建造物、彫刻、工芸品など。（立体物を画像化したもの）

3 コンテンツデータの形式

コンテンツデータとして登録可能なファイルは以下とする。

- (1) 静止画：TIFF（非圧縮）、JPEG、JPEG 2000（Part1）
- (2) 動画ファイル：AVC（H.264）コーデックのmp4
- (3) 音声ファイル：mp3もしくはAACコーデックのmp4
- (4) 3Dファイル：GLTF（※モデルとテクスチャーを分離可能だが、基本は1ファイルにまとめたもの）
- (5) PDFファイル

※上記ファイルフォーマット以外のファイルを登録希望の場合は、県立長野図書館に相談するものとする。

4 メタデータ

登録者は、コンテンツごとにメタデータを作成する。形式は別添のとおりとする。

5 各データの登録

登録者は、規程第5条第3項により、県立長野図書館長が送付する資料（マニュアル等）に基づき、メタデータ及びコンテンツを登録する。県立長野図書館は、作業に対するサポートを行う。

6 公開を前提とした登録

登録者は、公開を前提とした登録を行い、公開する予定のないデータの保存・保管を目的とした登録は行わない。

7 データの非公開設定

6に関わらず、登録者は一度公開したコンテンツについて、著作権、肖像権等の問題が生じた場合は登録者の判断で非公開にできる。

2021年11月24日
県立長野図書館

「信州デジタルコモンズ」運用規程

第1条（目的）

この規程は、「信州ナレッジスクエア」のサービスの一つであり、「信州デジくら」（長野県デジタルアーカイブ推進事業アーカイブサイト）の後継である「信州デジタルコモンズ」のデータ登録に関して必要な事項を定め、長野県内における情報資源のデジタル化を推進し、生涯学習の支援及び地域文化の振興に寄与するとともに、デジタルアーカイブジャパン推進構想に沿って、「信州デジタルコモンズ」が長野県の地域アグリゲータ（取りまとめ役）として機能することを目的として定める。

第2条（語の定義）

この要項において次の各号に掲げる用語の意義は以下に定めるところによる。

- (1) デジタルアーカイブ 図書・雑誌等の記録資料、古典籍、絵図、写真その他の情報資源を電子的な形態により永続的に蓄積・保存し、インターネットを介して公開するシステムをいう。この規程においては「信州デジタルコモンズ」のことを指す。
- (2) コンテンツ デジタルアーカイブを利用して公開することを目的としてデジタル化された情報資源をいう。
- (3) メタデータ 名称、作者、作成年代、形態等、情報資源を説明し、識別できる情報をいう。

第3条（経費）

デジタルアーカイブの運営は県立長野図書館（以下「当館」という。）が行い、その運用に係る経費は当館が負担する。

- 2 コンテンツ作成の経費は各参加機関が負担する。

第4条（登録対象資料）

デジタルアーカイブに登録する情報資源は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「信州デジくら」登録資料、及び「信州デジくら」参加機関が新たに作成したもの
- (2) (1) 以外の図書館、博物館、美術館等の機関（以下「機関等」という。）が所蔵する情報資源
- (3) 個人・団体が所蔵する情報資源で、長野県に関する調査研究の対象となるものや地域の記録を後世に伝えることに資するもの

第5条（登録申請及び登録承認）

デジタルアーカイブに登録することを希望する者（以下「登録申請者」という。）はデジタルアーカイブ登録申請書（別紙様式）により県立長野図書館長（以下「館長」という。）に申請し許可を受

けるものとする。

2 前項の登録申請を行うことができる者は次の各号に掲げる者とする。

(1) 前条第2号の情報資源を所蔵する機関等の代表者

(2) 前条第3号の情報資源を所有しデジタルアーカイブでの公開を希望する個人・団体から委託を受けた機関の代表者（委託については、第8条で定める事項とあわせて文書で得ること）

3 デジタルアーカイブは各機関において作成したコンテンツデータの公開を目的としたシステムとする。

各機関においては、公開をしないデータの保存・保管を目的として本システムへの登録申請は行わないものとする。ただし、一度公開したコンテンツについて、著作権、肖像権等の問題が生じた場合は登録者の判断で非公開にできる。

4 館長は、登録申請承認するときはデジタルアーカイブ登録に関する必要事項を記載した通知及び資料の登録に必要な事項を記載した資料（マニュアル等）を登録申請者に交付するものとする（以下、登録の承認を通知されたものを「登録者」という）。

第6条（登録申請の不承認）

登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことがある。また、登録の許可を取り消すことがある。

(1) 過去に本規程に反する行為を行っている場合

(2) 申請内容に虚偽の記載があった場合

(3) 申請内容が第1条の目的に合わないと思われる場合

(4) その他館長が不相当と認めた場合

第7条（データの形式）

県立長野図書館はコンテンツ登録に必要なメタデータ及びコンテンツデータの形式、データの登録方法に関する事項を別に定める。

第8条（著作権の確認及び著作権者からの許諾）

デジタルアーカイブから公開しようとする情報資源は、著作権保護期間が満了していることを原則とする。著作権保護期間内の著作物であるときは、登録者が著作権者に対して事前に次の各号に掲げる事項について書面で許諾を得るものとする。

(1) デジタル化すること

(2) デジタルアーカイブに電子的に複製し、保存すること

(3) インターネットを利用して公衆送信すること

(4) 保存及び可読性維持のために保存媒体へ複製及び媒体変換を行うこと

(5) 将来別のデジタルアーカイブへ移行した際にも同様の条件で公開すること

2 登録者及び登録申請者は、著作権者に対して、第9条に規定する利用許可レベルを事前に確認するものとする。

第9条（利用許可レベル）

登録者は、コンテンツについて二次利用を許可する範囲を以下により定め、メタデータに個々にレベルを明示するものとする。

- （１） 著作権の保護期間を満了している場合は、原則として該当コンテンツを CC0（クリエイティブコモンズライセンス0）として公開する。
- （２） その他のコンテンツについては、登録者と著作権者との協議により定める。

2 前項第二号に該当するコンテンツを掲載する登録者は、二次利用の申請・許諾に係る説明と様式を作成し、当館はデジタルアーカイブ内に掲載する。

第10条（メタデータの公開）

デジタルアーカイブで公開する資料のメタデータは、ジャパンサーチ（<https://jpsearch.go.jp/>）等の他のデジタルアーカイブでも公開できるものとする。

第11条（システムの更新及びサービス内容の変更）

当館は、デジタルアーカイブのシステムの機能又はサービスの内容等を変更する際は、事前に登録者に通知するものとする。

第12条（システムの一時的休止）

当館は、システムの保守、通信回線の不具合、停電、火災、地震又は水害等によりデジタルアーカイブのサービスの提供ができなくなった場合には、一時的にサービスを中断することがある。

第13条（サービスの中止）

当館は、デジタルアーカイブのサービスの全部又は一部の提供を中止することがある。この場合、当館は事前に登録者に対して通知するとともに、ホームページ上に掲示するものとする。

第14条（今後のデータの移行）

将来において、本デジタルアーカイブが別の運用形式へ移行した場合のデータ移行は、当館の責任において行う。

ただし、メタデータ及びコンテンツデータのマスターファイルの保管は登録者が行うものとする。

(様式 1)

令和 年 月 日

(デジタルアーカイブ登録申請書)

県立長野図書館長 あて

申請者 (機関名)

(所在地)

(代表者名)

『信州デジタルコモンズ』のデータ登録に関する運用規程』で定めるコンテンツ及びメタデータの扱いを了解し、下記の情報資源について「信州デジタルコモンズ」で公開したいので申請します。

記

1 情報資源の所蔵者 (該当する方を選択)

自館資料 公開の委託を受けた資料

2 種類 (書籍・文書・写真等の別) 及び点数

3 担当部署及び担当者名

注)

1 について 公開の委託を受けた資料については、その扱いについて文書を交わすこと (別紙参照)

2 について 概数可。登録時に詳細なリストを添付すること

(例)

令和 年（2021 年） 月 日

申請機関の長 へ

委託者（機関名：該当する場合）

（所在地・住所）

（氏名）

所蔵資料の「信州デジタルコモンズ」での公開について

委託者が所蔵する下記の資料について、「『信州デジタルコモンズ』のデータ登録に関する運用規程」で定めるコンテンツ及びメタデータの扱いを了解し、「信州デジタルコモンズ」で公開したいので公開申請を委託します。

なお、「信州デジタルコモンズ」による公開に際し、著作権及び所有権などの権利関係に問題はありません。

記

1 種類（書籍・文書・写真等の別）及び点数

2 委託者連絡先

その他、条件等の特記事項があれば記載する。